



2024年5月17日

各 位

会 社 名 能美防災株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡村 武士  
(コード：6744、東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 総務部担当 小野 泰 弘  
(TEL. 03-3265-0214)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月25日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2024年3月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年6月25日開催予定の第80回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社では定款に定めることで取締役会が重要な業務執行の決定を広く取締役委任することが可能となることから、より機動的な意思決定のために、この委任に関する規定の新設を行います。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、変更案第33条を新設し、剰余金の配当の基準日については現行定款第37条を、変更案第34条として変更を行います。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月25日(火)(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月25日(火)(予定)

以上

(別紙)

\* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は能美防災株式会社と称し、英文では NOHMI BOSAI LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 防火、防犯、防災機器の製造、販売、取付工事および保全ならびに警備業務</p> <p>(2) 電気機器、通信機器の製造、販売およびその取付工事</p> <p>(3) 一般電気工事</p> <p>(4) 一般管工事</p> <p>(5) 建築付帯資材の販売および建築付帯工事</p> <p>(6) ビル管理業務</p> <p>(7) 損害保険代理店の業務および生命保険募集人の業務</p> <p>(8) 前各号に関連する設計ならびに技術指導</p> <p>(9) 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>(10) 各種事業に対する投資</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億6,000万株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程の定めるところにより、その単元未満株式とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第12条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 単元未満株式買増請求をする権利</p>	<p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第11条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第13条 当社は毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第14条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主または代理人は委任状を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役は 21 名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(選 任)</p> <p>第 21 条 取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任は累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 8 名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役相談役、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第 423 条第 1 項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 26 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(招集手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会 日の3日前までに発する。ただし、緊急の 場合はこの期間を短縮することができる。ま た、監査役の全員の同意があるときは、招集 手続を経ないでこれを開催することができ る。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は法令に別段の定めがあ る場合を除き、監査役の過半数をもってこれ を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項については、法令 または定款に定めるもののほか、監査役会の 定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定 により、監査役との間に、会社法第423条 第1項の規定に定める損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令 が定める金額とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は監査等委員の中から常勤 監査等委員を選定することができる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員 に対して会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の場合はこの期間を短縮すること ができる。また、監査等委員の全員の同意があ るときは、招集手続を経ないでこれを開催 することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第30条 監査等委員会の決議は議決に加わるこ とのできる監査等委員の過半数が出席し、その 過半数をもってこれを行う。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 期末配当金または中間配当金は支払開始の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;</p>

以上